

四日市市告示第 165 号

四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条の2第1項の規定により、電子計算機に記録した公印の縮小した印影を出力して使用するので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年 3月31日

四日市市長 森 智 広

1 名称 三重県四日市市長印

2 寸法 方10ミリメートル

3 印影



4 使用区分 (1) 平成29年度中に使用する

納入通知書「領収証書」

(生活保護費返還金債権管理システム出力分)

(保護課)